

卒業の認定について

学則

第 22 条 進級・卒業

校長は、所定の課程を履修した者について、その成績及び出席日数を勘案して修了を認定し、進級又は卒業を認める。

但し、高度自動車科 3 年次進級者のうち自動車整備士技能検定規則第 5 条第 3 項に規定する全部免除者となる要件を満たす見込みの者については仮進級を許可し、全部免除者の要件を満たした者は本進級を許可する。この場合において、当該養成を開始した日から 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければならないものとする。

学則細則

第 14 条 修了の認定

学年の修了は、次の各号の要件を充たしている者に対し、学則第 11 条による教務会の審議を経て、校長が認定する。

- (1) 各年次の定められた全科目の修得試験に合格していること
 - (2) 各年次における補講を含めない正規授業への出席率は、80%以上であること
2. 高度自動車科 2 年次及び自動車整備・車体整備科 2 年次、エキスパートエンジニア科 2 年次の修了の認定は、前項の要件を満たし、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（2 級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。
3. エキスパートエンジニア科 3 年次の修了の認定は、前項の要件を満たし、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（自動車車体整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。

第 15 条 卒業の認定

自動車整備科の卒業の認定は、2 年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（2 級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。

2. 高度自動車科の卒業の認定は、4 年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（1 級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。
3. ショールームスタッフ科の卒業の認定は、2 年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（3 級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。
4. 自動車整備・車体整備科の卒業の認定は、3 年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含

めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（自動車車体整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。

5. 国際自動車整備科の卒業の認定は、3年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（2級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。

6. エキスパートエンジニア科の卒業の認定は、4年次の修了が認められた者に対し、校長が行う。